

学校における食育推進

モデルプログラム

北海道教育委員会  
(令和6年3月 一部改正)

---

# 学校における食育推進 モデルプログラム

## 《 目 次 》

---

- 1 学習指導要領における食育の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 食に関する指導の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～3
  - (1) 基本的な考え方
  - (2) 全体計画、年間指導計画の作成  
    《学校における食育推進の流れ》
- 3 各教科等における指導の工夫・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
  - (1) 指導体制
  - (2) 指導方法
  - (3) 学校給食の活用
- 4 給食の時間における食に関する指導・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 5 家庭や地域との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4～5
  - (1) 家庭との連携
  - (2) 地域との連携
- 6 栄養教諭が行う指導・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5～8
  - (1) 栄養教諭制度
  - (2) 栄養教諭の職務
  - (3) モデルプログラム
- 7 食に関する指導の全体計画例及び食に関する指導の年間指導計画例  
    ・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9～22
  - (1) 小学校例
  - (2) 中学校例
  - (3) 特別支援学校例
  - (4) 特別支援学校（知的障害のある児童生徒の教育を行う場合）例
- 8 栄養教諭が直接行う食に関する指導及び給食指導 スケジュール表例 P 23

## 1 学習指導要領における食育の位置付け

「学校における食育の推進」は、平成 29 年に告示された小学校、中学校、特別支援学校小・中学部の学習指導要領総則、平成 30 年に告示された高等学校指導要領総則及び平成 31 年告示された特別支援学校高等部学習指導要領総則に位置付けられています。

### 【小学校（中）学習指導要領 第 1 章総則（平成 29 年 3 月）】

#### 第 1 小（中）学校教育の基本と教育課程の役割

（略）学校における体育・健康に関する指導を、児童（生徒）の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。

特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育（保健体育）科、家庭（技術・家庭）科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活における適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

### 【小学校学習指導要領解説 総則編（平成 29 年 6 月）】

#### 第 1 章第 1 の 2 の（3）健やかな体

特に、学校における食育の推進においては、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られるほか、食品の安全性の確保等の食に関する課題が顕在化している。こうした課題に適切に対応するため、児童が食に関する正しい理解と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。

また、これら心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的である。

食に関する指導に当たっては、体育科における望ましい生活習慣の育成や、家庭科における食生活に関する指導、特別活動における給食の時間を中心とした指導などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが重要であり、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要である。

※特別活動の指導要領では、学校給食について具体的に明記されているので参照してください。

## 2 食に関する指導の進め方

### (1) 基本的な考え方

ア 学校における食育の推進は、児童生徒の発達の段階を考慮して、体育科、保健体育科の時間はもとより、家庭科、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれ特質に応じて適切に行うなど、学校教育活動全体として取り組む必要があります。

イ 学校における食育の推進においては、偏った栄養摂取などの食生活の乱れや肥満・痩身傾向が見られるなど食に起因する健康課題に適切に対応するため、栄養バランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導を一層重視する必要があります。また、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的です。

ウ 食に関する指導に当たっては、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要です。

## (2) 全体計画、年間指導計画の作成

食に関する指導は、共通の目標の下で、校長のリーダーシップの下に、学級担任、教科担任、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、調理員など全教職員が取り組むことが必要です。

学校全体で食育にどのように取り組むのかを教職員の間で議論し、基本的な考え方と方針を取りまとめ、校内での共通理解の下に全校体制で食育の推進に取り組んでいくことが求められています。そのためにも、各学校で食に関する指導の全体計画を作成し、それに基づいた指導を行っていくことが必要です。

全体計画を踏まえて、各学年の年間指導計画を作成することにより、各学年の食に関する指導の意図が明確になります。

全体計画を作成するに当たっては、発達の段階に応じた指導内容で各部会や委員会組織において計画立案し、各学年における年間の食に関する指導と各教科等における指導内容とを系統的・体系的に整理し、各教職員の役割と相互の連携・協力の在り方を明確にし、食に関する指導の推進体制を整えます。

### 【全体計画の作成及び全体計画を踏まえた指導を進めるに際しての留意点】

- ア 全教職員が継続的かつ体系的な食に関する指導の必要性や考え方を理解する。
- イ 関連する教科等において食に関する指導を充実する。
- ウ 栄養教諭が高い専門性を生かして積極的に参画する。
- エ 児童生徒の食生活の状況と実態について適切に把握する。
- オ 隣接する学校、幼稚園等との連携を図る。
- カ 給食献立計画との関連付けを積極的に図る。
- キ 保護者や地域との連携・協力体制をつくる。
- ク 総合的な学習の時間等を十分に活用すること。

### 【食に関する指導の目標】

(知識・技能)

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

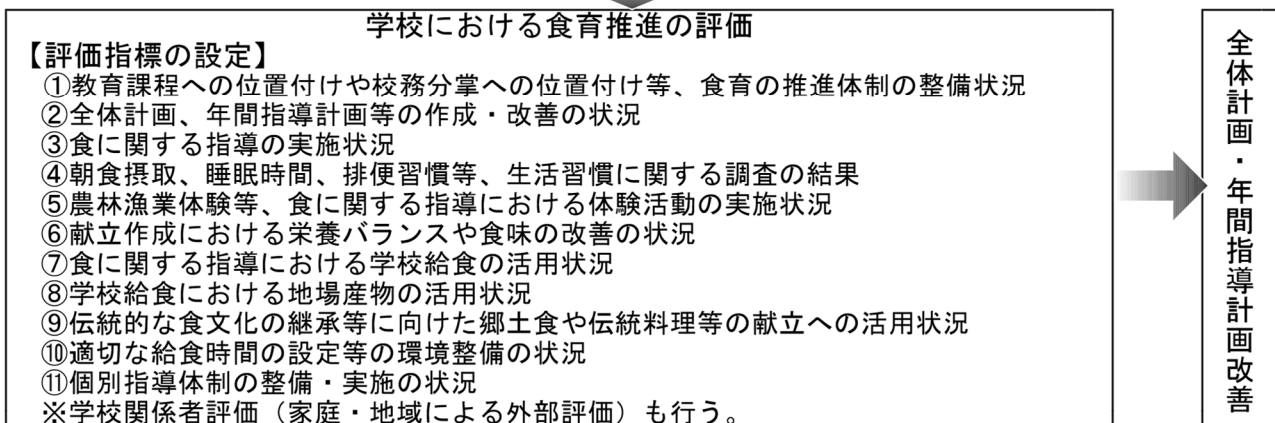
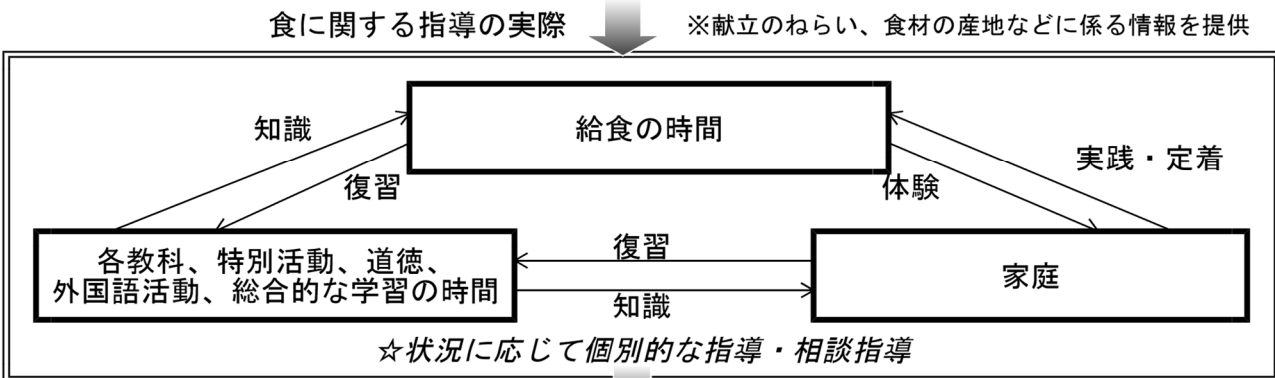
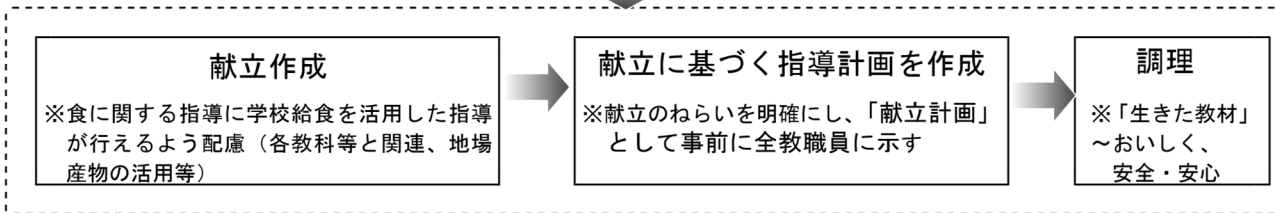
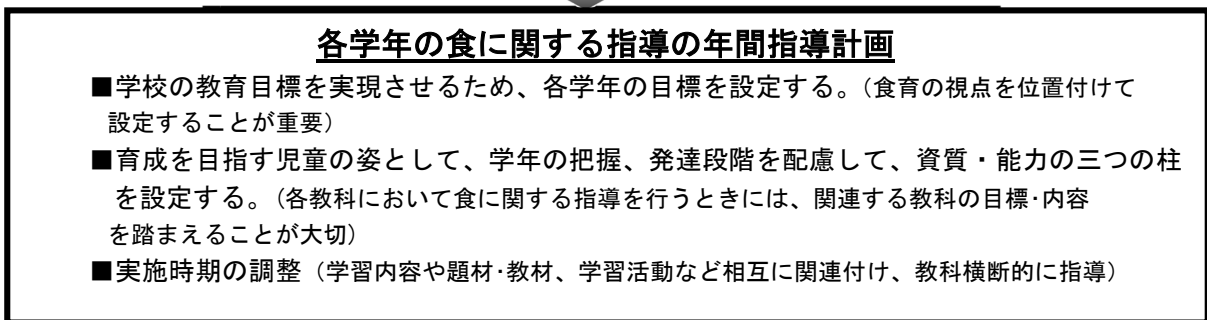
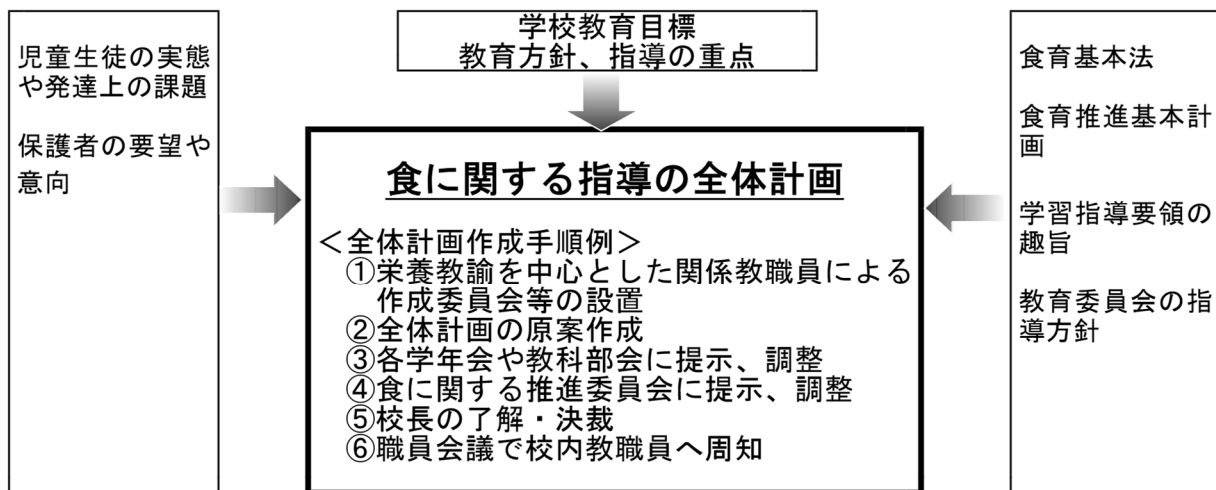
(思考力・判断力・表現力等)

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う

(学びに向かう力・人間性等)

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

学校における食育推進の流れ



### 3 各教科等における指導の工夫

#### (1) 指導体制

各教科等の指導は、学級担任や教科担任が行いますが、食に関する指導においては、栄養に関して専門性を有する栄養教諭等と連携したチームティーチングなど、教師が協力して指導することで、指導の効果を高めることができます。

指導に際しては、学級担任等と栄養教諭等の役割分担を明確にするとともに、事前や事後の打合せを行い、指導方針や子どもの学習状況に応じた対応について共通理解を図ることが大切です。

#### (2) 指導方法

食に関する指導を効果的に展開するためには、単に知識を習得させることにとどまるのではなく、I C Tを効果的に活用し、観察、実験、見学、実習等の体験的な活動を積極的に取り入れ、子ども同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、自分の食生活を見つめ直し、主体的によりよい食習慣を形成しようとする態度を養えるような、食育の視点に関わる資質・能力の三つの柱を明確にした学習をすることが大切です。

#### (3) 学校給食の活用

学校給食は、子どもが毎日の学校生活の中で特に楽しみとしているものの一つであり、生活の営みの一部であることから、子どもの興味・関心を引き出し得る特性を有しており、「生きた教材」として、多面的な活用を図ることができるものです。

活用に当たっては、指導計画の作成段階から栄養教諭等が関わるなど、学校給食の教材としての機能を最大限に引き出すことができるよう配慮することが大切です。

### 4 給食の時間における食に関する指導

給食の時間における指導は、教科等の指導の時間とは異なり、給食の準備、会食、後片付けなどの一連の指導を、実際の活動を通して、繰り返し行うことができるという大きな特長があります。また、献立等の工夫により、教科等と関連付けた指導が可能であり、「食事」という体験を通して、教科や総合的な学習の時間等で得た知識を具体的に確認したり、深めたりすることができ、学習効果を高めることができます。

給食の時間における食に関する指導
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 教科等で取り上げられた食品や学習したことを、学校給食を通して確認させる。</li><li>○ 献立を通して、食品の産地や栄養的な特徴等を学習させる。</li></ul>
給食指導
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 給食の準備から後片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、はしの使い方、食事のマナーなどを習得させる。</li></ul>

### 5 家庭や地域との連携

#### (1) 家庭との連携

児童生徒が食に関する理解を深め、日常の生活で実践していくことができるようになるためには、学校と家庭との連携を密にし、学校で学んだことを家庭の食事で実践するなど家庭において食に関する取組を充実する必要があります。

#### ◆ 家庭との連携の進め方

児童生徒が食に関する学習の課題を家庭で調べたり、学校で学習したことを家庭で振り返り実践したりできるような具体的な手だてを講ずる必要があります。

例えば、授業で学んだことをまとめた学習ノートやワークシート、学級だより等を活用することで、学校における指導内容を家庭に伝えることができるとともに家庭で実践した様子を知ることができます。

## (2) 地域との連携

地域の産物を学校給食に取り入れたり、食に関する知識や経験を有する人材や教材を有効に活用したりして食に関する指導を進めていくことが、児童生徒に地域のよさを理解させたり、愛着をもたせたりする上で大切です。

### ◆ 地域と連携した取組例

- ・ 地元生産者、教育委員会等と連携を図った農業体験
- ・ 地元生産者（JA女性部）を学校に招いて味噌づくり体験
- ・ 漁業協同組合青年部、水産対策協議会等と連携した魚料理教室
- ・ 市の「食育まつり」での実践発表

## 6 栄養教諭が行う指導

### (1) 栄養教諭制度

食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、朝食をとらないなど子どもの食生活の乱れが指摘されており、児童生徒が将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を身に付けさせることが必要となっています。

このため、食に関する指導の推進に中核的な役割を担う「栄養教諭」制度が創設され、平成17年度から施行されました。

学校教育法等の一部を改正する法律（H16.5.21 公布、H17.4.1 施行）

※学校教育法上に新たに栄養教諭を位置づけ、その職務を規定

第37条 ②小学校には、…栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。

⑬栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。

第49条：中学校に準用

第82条：盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部に準用

### (2) 栄養教諭の職務

食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うことにより、地場産物を活用して給食と食に関する指導を実施するなど、教育上の高い相乗効果が期待されることから、次の職務を行います。

#### ① 食に関する指導

ア 肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒に対する個別指導を行う。

イ 学級活動、教科、学校行事等の時間に、学級担任等と連携して、集団的な食に関する指導を行う。

ウ 他の教職員や家庭・地域と連携した食に関する指導を推進するための連携・調整を行う。

## ② 学校給食の管理 栄養管理、衛生管理、物資管理等

### 【児童生徒への教科・特別活動等における教育指導】

食に関する指導は、個別指導以外にも給食の時間や学級活動、教科指導等、学校教育全体の中で広く行われるものであり、その中で栄養教諭は、その専門性を生かして積極的に指導に参画していくことが期待される。

各学級における給食の時間や学級活動における指導は、一般的には学級担任が年間指導計画を作成して行うものであるが、食に関する指導の充実のため、その指導計画に基づいて栄養教諭が指導の一部を単独で行うなど、積極的に指導を担っていくことが大切である。

特に給食の時間は、生きた教材である学校給食を最大限に活用した指導を行うことができるだけでなく、食事の準備から後片付けまでを通じて、食事のマナーなどを学ぶ場としても活用できるなど、食に関する指導を行う上での中核的な役割を果たすものである。栄養教諭は、学校給食の管理を担うことから、学校給食を最も有効に活用した指導ができる立場にあり、計画的に各学級に出向いて指導を行うことが期待される。他方、給食の時間は原則として全校一斉に取られるため、栄養教諭がすべての学級において十分な時間を取って指導を行うことは物理的に困難である。したがって、給食の時間や学級活動の時間における指導は、学級担任等と十分に連携することによって、継続性に配慮しつつ計画的に行うことが肝要である。特に、複数の学校を担当する栄養教諭については、この点がより重要となると考えられる。

また、家庭科、技術・家庭科や体育科、保健体育科をはじめとして、関連する教科における食に関する領域や内容について、学級担任や教科担任と連携しつつ、栄養教諭がその専門性を生かした指導を行うことも重要である。特に、食に関する問題は、児童生徒にとっても身近な問題であると同時に、他の様々な問題と関連する広がりを持ったものであり、各教科や特別活動、「総合的な学習の時間」などにおいて、例えば、食べ残しと環境負荷の問題や、食品流通と国際関係、食文化を含む地域文化など、食と関係した指導を行う場合には、栄養教諭を有効に活用していくことが期待される。さらに、各教科指導において取り上げられた食品を学校給食に使うなど、学校給食との連携を図ることにより、児童生徒の興味・関心を引き出し、より教育効果の高い指導を行うことが可能になるものと考えられる。

このように、食に関する指導は、学校教育活動全体の中で広く行われるものである。

学校において食に関する指導に係る全体的な計画を策定するに当たっては、栄養教諭がその高い専門性を生かして積極的に参画し、貢献していくことが重要である。

〔文部科学省「食に関する指導体制の整備について（答申）」より平成16年1月20日〕

### (3) モデルプログラム

食に関する指導は各教科等の多様な場面において行われるべきものであり、その学校の教職員が十分に連携・協力して、児童生徒に対して、継続的かつ効果的な指導が行われる必要があります。

栄養教諭は、「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」職責を有することから、食に関する指導の全体計画等の策定、教職員間や家庭との連携・調整等、学校の食育の推進について中心的な役割を果たすことが求められています。また、すべての児童生徒が栄養教諭の専門性を生かした指導が受けられるよう努める必要があります。

このため、栄養教諭が、各学校において食に関する指導を行う際は、全体計画を踏まえた指導はもとより、食育担当の教員等との情報交換をととした指導計画の調整、学級担任から児童生徒の食に関する情報収集を行うことも重要です。



また、複数の学校や共同調理場を担当している栄養教諭による直接的な指導は、児童生徒の実態等により学校ごとに重点となる教科や重点を置く指導場面が異なってくることから、各学校の意向を踏まえつつ、重複しないように指導日を調整する必要があります。

具体的には、栄養教諭が中心となって本務校及び担当する受配校等の教職員と「作成委員会」を組織し、各学校の「食に関する指導の全体計画」及び「年間指導計画」をもとに、次の①、②を参考に栄養教諭を活用した指導をいつ、どの場面で行うか調整し、決定します。

### ① 栄養教諭の指導時数例

本務校 A 小学校（24 学級）と学校給食センターを兼務し、3 校の受配校 B 小学校（12 学級）、C 小学校（6 学級）、D 中学校（18 学級）を担当している場合を想定			
	栄養教諭が行う教科等及び給食の時間における食に関する指導		
	学 級 数	指 導 時 数	栄養教諭の指導時数
本務校（A 小学校）	24 学級	× 1 時間	=24 時間
受配校（B 小学校）	12 学級	× 1 時間	=12 時間
受配校（C 小学校）	6 学級	× 1 時間	= 6 時間
受配校（D 中学校）	18 学級	× 1 時間	=18 時間
合 計	60 学級	× 1 時間	=60 時間

- ・指導の時数は、担当する学校の児童生徒が年に最低 1 回は栄養教諭による食に関する指導が受けられることを目標としています。
- ・教科等における食に関する指導は、学習指導（略）案を作成して行うものを 1 時間とします。
- ・給食の時間における食に関する指導は、学習指導（略）案を作成して行うものを 1 時間とします。
- ・給食の準備から後片付けまでの一連の指導を行う「給食指導」は時数に含みません。

② 共同調理場を兼務する栄養教諭の1週間の勤務パターン例

【例示した栄養教諭の勤務時間】										
・本務校の勤務時間		8 : 10 ~ 16 : 40		(休憩 15 : 30 ~ 16 : 15)						
・共同調理場の勤務時間		7 : 45 ~ 16 : 30		(休憩 12 : 00 ~ 13 : 00)						
	①	②	③	④	⑤					
	自宅→(本務校) →共同調理場 →本務校→自宅	自宅→(本務校) →共同調理場 →受配校→自宅	自宅→(本務校) →共同調理場 →本務校→自宅	自宅→(本務校) →共同調理場 →受配校 →共同調理場→自宅	自宅→本務校 →共同調理場→自宅					
7										
8	共同調理場	共同調理場	共同調理場	共同調理場	本務校 A					
9						・調理作業打合せ ・検収 ・調理指導 ・衛生管理指導 ・保存食確認 ・検食確認	・調理作業打合せ ・検収 ・調理指導 ・衛生管理指導 ・保存食確認 ・検食確認	・調理作業打合せ ・検収 ・調理指導 ・衛生管理指導 ・保存食確認 ・検食確認	・調理作業打合せ ・検収 ・調理指導 ・衛生管理指導 ・保存食確認 ・検食確認	・職員打合せ ・担任教諭等との打合せ ・教材等準備
10						・調理、衛生関係書類作成・確認 など	・調理、衛生関係書類作成・確認 など	・調理、衛生関係書類作成・確認 など	・調理、衛生関係書類作成・確認 など	・食に関する指導(教科等)
11	(移動・準備)	(移動・準備)	(移動・準備)	(移動・準備)						
12	給食の時間	給食の時間	給食の時間	給食の時間	給食の時間					
	給食指導	給食指導	給食指導	食に関する指導	食に関する指導					
	本務校 A	受配校 B・C・D	本務校 A	受配校 B・C・D	本務校 A					
13	本務校 A	受配校 B・C・D	本務校	受配校	(移動)					
14			・食に関する指導(教科等)	・食に関する指導(教科等)		・給食担当及び担任教諭等との打合せ	・給食担当及び担任教諭等との打合せ			
15			・担任教諭等との打合せ ・指導案作成 ・教材作成	・担任教諭等との打合せ ・指導案作成 ・教材作成		(移動)	(移動)			
16			(休憩)	(休憩)		共同調理場	共同調理場			
17	・通信等の作成など	・通信等の作成など	共同調理場	共同調理場	共同調理場					
			・献立作成 ・発注業務 ・調理、衛生関係書類作成・確認 ・諸帳簿整理 ・在庫確認など	・献立作成 ・発注業務 ・調理、衛生関係書類作成・確認 ・諸帳簿整理 ・在庫確認など	・献立作成 ・調理、衛生関係書類作成・確認 ・諸帳簿整理 ・在庫確認 ・翌週の調理作業打合せ など					